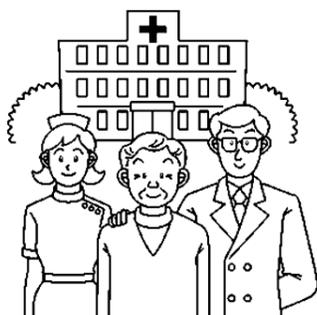


後期高齢者医療制度

問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3132



保険料額決定通知書を8月中旬に発送します

後期高齢者医療保険料は、均等割額と所得割額の合計です。本年度の均等割額は4万2,700円、所得割率は8.48パーセントで、1人当たりの上限額は55万円です(所得の少ない人は保険料が軽減されます)。決定した本年度の保険料から仮徴収で納めた額を差し引いた残りを納めていただきます。

※徴収方法により本徴収の期別が異なります(下表)

仮算定と本算定

納期	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
徴収方法	仮算定			本算定		
特別徴収 年金から天引き	前年度の第6期(2月)と同額			(確定した年額－仮算定額)を3で割った金額		
普通徴収 納付書納付 口座振替	仮算定			本算定		
	前年度の年額を6で割った金額			(確定した年額－仮算定額)を4で割った金額		

納付方法が変更できます

現在、特別徴収(年金から天引き)の人は、金融機関への口座振替の申請と、市役所へ特別徴収の中止申請をすることで、納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます。

また、普通徴収(納付書納付、または口座振替)の人(特別徴収の中止申請を済ませた人を除く)も、次の全ての項目に該当する場合は、自動的に特別徴収に切り替わります。

- ①介護保険料が年金から天引きされている
 - ②介護保険料が天引きされている年金の受給額が、年額18万円以上
 - ③介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、②の年金額の2分の1以下
- ※特別徴収を希望しない人は、口座振替の申請と特別徴収の中止申請をしてください

申請に必要なもの

- 口座振替申請 通帳、通帳の届け出印
- 特別徴収中止申請 後期高齢者医療被保険者証、印鑑

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます



年金の窓口から お知らせ

第3号被保険者は配偶者の転職や退職により届け出が必要で



国民年金の第3号被保険者厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人は、配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

次の項目に該当する人は、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更されますので、本人が市民課戸籍年金係、または白沢町・利根町総務課市民係へ届け出をしてください。

■配偶者が退職したとき

■配偶者が死亡したとき

■収入の増加や離婚などで配偶者の扶養でなくなったとき

■配偶者が65歳になったとき

※配偶者が転職したときは、配偶者の転職後の事業所が渋川年金事務所へ届け出をします

問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279-1607

介護保険料が確定

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内) ☎内線77253

介護保険料は、世帯や本人の所得や課税の状況により7段階に分けられ、それによって決まった保険料(年額)を年6回の納期に振り分けて納めます。

仮算定と本算定

各期の保険料は、前年分所得の確定前は前年度保険料を基に仮算定(別表1)し、所得の確定後は「介護保険料(年額)」(別表2)で本算定を行います。仮算定との過不足分は、本算定で調整されます。

納付方法

65歳以上の人(第1号被保険者)は、介護保険料の納入方法が次の2通りあります。

①特別徴収(年金から天引き)

日本年金機構などの指定により、年金から直接納める方法(老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円以上受給している人)。

②普通徴収(納付書納付、または口座振替)

市から送付する納付書により、金融機関などに直接納める方法

(特別徴収に該当しない人、年度途中に65歳に到達した人、または転入した人)。

※普通徴収の人は、口座振替が便利です。各金融機関で手続きをしてください

保険料を納めないでいると

介護保険は介護の必要な人を社会全体で支え合う制度です。特別な理由もなく保険料を納めないでいると、介護サービスを利用したときに掛かる費用の全額負担や保険給付の支払い差し止めなどの制約を受けることがあります。

また、保険料が時効(2年)となった場合、その期間と金額に応じて保険給付額が減額されることがあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。納付を忘れている人は早めに保険料を納めましょう。

仮算定と本算定

(別表1)

納期	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
徴収方法	仮算定			本算定		
特別徴収 年金から天引き	前年度の第6期(2月)と同額			(確定した年額－仮算定額)を3で割った金額		
普通徴収 納付書納付 口座振替	仮算定			本算定		
	前年度の年額を6で割った金額			(確定した年額－仮算定額)を4で割った金額		

介護保険料(年額)

(別表2)

所得段階	対象	調整率	保険料額 (平成24～26年度)
第1段階	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.50	26,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.50
第3段階(軽減措置あり)		課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人	基準額×0.65
第3段階(軽減措置なし)		課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える人	基準額×0.75
第4段階(軽減措置あり)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.90	47,300円
第4段階(軽減措置なし)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超える人	基準額	52,600円
第5段階	本人が市民税課税	合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25
第6段階		合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額×1.50
第7段階		合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75